

公欠について

下記の事由で授業を欠席した場合は公欠となるので所定用紙に必要事項を記載して提出すること。

- ① 忌引
 - ・ 父母、配偶者の場合連続した7日を上限として忌引きを認める。
 - ・ 祖父母、兄弟姉妹の場合連続した3日を上限として忌引きを認める。
 - ・ おじ、おばの場合1日を上限として忌引きを認める。
祖父母、兄弟姉妹、おじ、おばが遠隔地の場合は上記日数に2日加算して忌引きを認める。

* 会葬礼状は必要
- ② 伝染病（学校保健法施行規則第19条に規程された伝染病）
 - ・ 伝染病によって異なるが、罹患してから治癒するまでの期間及び医師の登校許可が出るまでの日

* 医療機関の証明書
- ③ 天災
 - ・ 原則最大2週間

* 自治体発行の証明書
- ④ 交通機関の事故・ストライキ
 - ・ 原則最大1日、半日もある。

* 交通機関発行の証明書
- ⑤ 裁判員に指名
 - ・ 候補者手続きで裁判所に行った場合は半日、裁判員として選任され裁判に参加した場合3日程度。

* 公的な証明書
- ⑥ 学校代表としての行事・公式大会
 - ・ 行事は原則1日、公式大会等は最大開催期間。

* 依頼書、開催要項等の書類
- ⑦ 就職活動における試験日のみ
 - ・ 1日

* 就職支援室所定用紙
- ⑧ その他大学が必要と認めた場合
 - ・ 原則最大1日

* 関係書類

所定の届出用紙に記載して⑦は就職支援室に、その他は教務学生課に提出。

上記①～④までは事由発生後1週間以内に提出。⑤～⑧は事前に提出。

上記以外で2週間以上休む場合でも、欠席届出用紙に記載して教務学生課に提出。